

2026年9月

お客様各位

当座勘定規定の改定について

平素は秋田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫では、「手形・小切手の最終振出期限の設定」に伴い、下記の規定を改定させていただきます。

お客様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定となる規定

当座勘定規定（一般用）

約束手形用法・為替手形用法・小切手用法

2. 主な改定内容

- （1）振出期限を超えて振り出された手形・小切手は、当座勘定から支払わない旨を規定
- （2）振出期限経過後は、振出日の記載がない手形・小切手については、当金庫の判断により支払わない場合があることを規定

3. 改定日

2026年9月18日（金）

以 上

「当座勘定規定」新旧対照表

※下線部分が改定箇所

新	旧
第7条（手形、小切手の支払い） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> (2) ～ (4) 略	第7条（手形、小切手の支払） (1) 小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 (2) ～ (4) 略
第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、2026年9月30日までに振出してください。</u> (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ2026年9月30日までに振出された手形であることを確認してください。</u> (3) ～ (7) 略	第8条（手形、小切手用紙） (1) 当金庫を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当金庫が交付した用紙を使用してください。 (2) 当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 (3) ～ (7) 略
第12条（手数料等の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落とすることができるものとします。 (2) — (略) —	第12条（手数料の引落し） (1) 当金庫が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落とすることができるものとします。 (2) — (略) —
第13条（支払保証の代わる取扱い） 小切手の支払い保証はしません。 — (削除) —	第13条（支払保証の代わる取扱い） 小切手の支払い保証はしません。<u>ただし、その請求があるときは、当金庫は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落とします。</u>

新	旧
第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載にないものまたは手形で受取人の記載にないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することができるものとします。</u> （2）—（略）—	第17条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を<u>できるかぎり</u>記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載にないものまたは手形で受取人の記載にないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）—（略）—
第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏書に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、2026年9月30日を超えて振出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当金庫の判断により支払を拒絶することがあります。</u> （2）—（略）—	第18条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏書に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2）—（略）—
<約束手形用法> 1.～2. 略 3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 4.～7. 略 —（削除）—	<約束手形用法> 1.～2. 略 3.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 4.～7. 略 <u>8.手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

新	旧
<為替手形用法> 1. ～3. 略 4.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 5. ～9. 略 —（削除）—	<為替手形用法> 1. ～3. 略 4.振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ記入してください。</u> 5. ～9. 略 <u>10.手形用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>
<小切手用法> 1.—（略）— 2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、2026 年 9 月 30 日を超えて振出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> 3. ～7. 略 —（削除）— <u>2026 年 9 月 18 日 改定</u>	<小切手用法> 1.—（略）— 2.小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示を受ければ、支払うことになりますからご承知おきください。 3. ～7. 略 <u>8.小切手用紙は、当金庫所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。</u>

以 上